

## 2022年度行政評価の反省事項(ステップ8まで)から出された課題の整理

### 1 令和4年11月16日の準備会で合意した事項

#### (1) 基本方針

ステップ6の「必要に応じて執行機関との意見交換を行う」とした点について

★各分科会で、今回の実施を概ね評価している。来年以降も、正副座長判断、或いは執行機関側からの意向等により、必要に応じ実施する方向とする。

その他

★今年度評価対象としなかった基本目標を次年度に確実に実施するために、常任委員長の業務の引継ぎを行う。

#### (2) 実施体制

★いずれの分科会でも、現状の実施体制で概ね問題ないとの認識を確認。

#### (3) スケジュール

スケジュール全般について

★いずれの分科会でも、現状のスケジュールで概ね問題ないとの認識を確認。

提言の時期について

★執行機関側の予算編成に影響のでない範囲で、10月にずれ込むことも問題ないとの認識を共有。

分科会ごとのボリュームの違いから、評価期間を長くする場合の対応について

★全体(会派活動)の日程を考慮しつつ、予備日を想定するなど、分科会のボリュームに配慮した日程調整を執行機関側と進めていくことを確認。

#### (4) 提言にあたって

事務事業評価において、戦略に盛り込まれた事務事業が政策的目標と合致していないと判断した場合、「抜本的な見直し」と分類したが、今後「その他」のような扱いにならないよう考慮が必要ではとの指摘について

★状況を共有し、今後検討を進める。

論点を明確にするために、議員個々が議論したい点、判断に迷う点などを記載できるスペースを評価シートに設けては、との意見について

★申し送り事項として、来年度に具体的な検討を行う。

#### (5) その他全般について

ステップ6の「必要に応じて執行機関側との意見交換を行う」場合の会議の位置付けについて

★踏み込んだやりとりが想定されるため「分科会協議会勉強会」の位置付けが望ましいことを申し送り事項とし、来年度具体的な検討を行う。

行政評価の振り返りについて、各座長が委員長会での検討等を経たうえで提案があってもいいのでは、との意見について

★委員長会での扱いは、議長とも調整を進め検討する。

提言までの振り返りをステップとして確立してはどうか、との指摘について

★申し送り事項として、来年度にはその方向で具体的な検討を行う。

### 2 令和5年1月24日の準備会で確認した事項

(1) 予算反映(有)を議会として理論武装するにはこの期間だけでは足りないもので、少し柔軟な扱いをルール化する必要があるのでは、との指摘について

★行政評価において予算に言及する場合には、来年度予算への反映を求めることとなるため、分科会での議論を深めたうえで、準備会で検討した後に、議会全体の確認をとって提言とすることを基本とする。

★ただし、内容によって議長から市長への提言の日(今回は9月30日)に間に合わない場合には提言書の該当箇所にその旨を記載しておき、新年度の予算編成に影響のない期間内に改めて提言を行うこととした。

★分科会及び準備会での議論、検討に時間を要し、提言が新年度予算編成に影響のない期間内にできない場合には、その内容によって補正予算を要求する必要があるかどうかについて、準備会で検討し判断することとした。

(★常任委員会は2年間の任期を通した所管事務調査以外にも、その時々課題に応じた調査をその都度実施することが求められていて、その点については現在検討を進めている「所管事務調査ガイドライン(案)」にも改めて明記されており、今後この活動が活発になれば補正予算を要望する案件が出てくることが予想される。しかし、この点については行政評価のステップとは別枠であることから、この扱いについては分科会での議論を経てその都度準備会で検討し、議会全体の意思として執行機関側に要求していくこととなる。)

## (2) 分科会の意見集約を、どのように準備会での合意とするか。そのための手順等は検討、調整する必要がある、との意見について

★準備会には各会派の政策担当者が参加しているので、これを生かす意味でも、分科会から上がってきたテーマについて、準備会では賛否を諮るのではなく、まずは「論点整理」に重点を置いた議論を行い、分科会で更に調査研究、議論を深める必要があると判断したものは一旦分科会に戻し、その必要の無い事項については会派での検討を行った後に、改めて準備会で議論を進めることとしてはどうか。また、他の分科会にも関連するテーマで、そちらでも扱うことが求められる場合には、関連する分科会でも議論、検討を行うこととし、必要に応じて連合会議も開催することとする。

## (3) 申し合わせ任期による委員の交代があっても、継続して追跡するなど政策サイクルを回す仕組みづくりが必要では、との指摘について

★予算反映を求める提言を行ったものは、第1回定例会で対応が示されるため、それに対する対応を分科会で検討し、新しい構成の分科会(委員会)に引き継ぐ。

予算への反映があった場合は、新しい構成の分科会で、第3回定例会の時に執行状況、見直し等の確認を行う。

★予算反映を求めない提言も、それに対する対応(ランク分け※1)を新しい構成の分科会に引き継ぐ。新しい構成の分科会では、9月までに追跡調査に取り掛かることとする。

行政評価に関しては、4年度と5年度で基本目標を重複しないことを原則とするため、言いつばなしとならないためにも、早めに対応する必要がある。

(※1) A = 必ず追跡調査を求める。 B = 状況を見ながら必要に応じ追跡調査を行う。

C = 必ずしも追跡調査を必要としない。

## 3 令和5年3月14日の準備会で合意した事項

### (1) 行政計画(分野別計画)の評価の仕組みを構築した方がよい、との意見について

★分野別計画については行政評価での扱いに留めず、各年度必ず各分科会で扱うことを申し合わせる。具体的には、6月議会と12月議会において各委員会がそれぞれ最低一つは分野別計画を選んで、執行機関側からその内容と取り組み状況について説明を受けて評価をする。

・対象とする分野別計画の選別にあたっては、所管事務調査に関係の深いもの、前年の行政評価で課題があると思われる基本目標、年度戦略に関係するものを優先する。また、計画期間を考慮し次期計画への反映を意識して選定することも必要では。

・評価の視点については、これまでの行政評価の視点、

①分野別計画のねらいと取り巻く状況の認識は妥当か

②取り組みの内容をどう評価するか

で評価し、委員会内で問題点を議論して提言に生かしたり、これから行われようとしている委員会代表質問のテーマとして生かしていく。